政令第百五十三号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第四項、第六条第二項第四号、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表二の第一の一のロの⑷中9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、7の項を8の項とし、同項の次に次の一項を加える。

9	*Lutrogale perspicillata*（ビロードカワウソ）	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の一のロの⑷中6の項を7の項とし、2の項から5の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項の次に次の一項を加える。

2	*Aonyx cinerea*（コツメカワウソ）	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の一の力中⑵を削り、⑶を⑵とする。

別表第二の表二の第一の二のチの⑴中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Balearica pavonina*（カンムリヅル）	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の三のハ中⑻を⑼とし、⑷から⑺までを⑸から⑻までとする。

別表第二の表二の第一の三のハの⑶中2の項を3の項とし、1の項の次に次の一項を加える。

2	*Gonatodes daudini*（ダウディンイロワケヤモリ）	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の三のハ中⑶を⑷とし、⑵を⑶とし、⑴を⑵とし、その前に次のように加える。

	⑴　きのぼりとかげ科	
1	*Ceratophora erdeleni*（ケラトフォラ・エルデレニ）	令和元年11月26日
2	*Ceratophora karu*（ケラトフォラ・カル）	令和元年11月26日
3	*Ceratophora tennentii*（ケラトフォラ・テンネンティイ）	令和元年11月26日
4	*Cophotis ceylanica*（セイロンオマキノボリアガマ）	令和元年11月26日
5	*Cophotis dumbara*（コフォティス・ドゥムバラ）	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の三のホの⑸中6の項を9の項とし、5の項を8の項とし、4の項を7の項とし、3の項を5の項とし、同項の次に次の一項を加える。

6	*Maurenys annamensis*（アンナンガメ）	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の三のホの⑸中2の項の次に次の二項を加える。

3	*Cuora bourreti*（ラオスモエギハコガメ）	令和元年11月26日
4	*Cuora picturata*（カンボジアモエギハコガメ）	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の三のホの⑺中9の項を11の項とし、6の項から8の項までを二項ずつ繰り下げ、5の項を6の項とし、同項の次に次の一項を加える。

7	*Malacochersus tornieri*（パンケーキガメ）	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の三のホの⑺中4の項を5の項とし、3の項の次に次の一項を加える。

4	*Geochelone elegans*（インドホシガメ）	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の八のイの⑴中3の項を4の項とし、2の項を削り、1の項を3の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1	*Achilides chikae chikae*（ルソンカラスアゲハ）	昭和62年10月22日
2	*Achilides chikae hermeli*（アキルリデス・キカエ・ヘルメリ）	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の八のイの⑴に次の一項を加える。

5	*Parides burchellanus*（パリデス・ブルケルラヌス）	令和元年11月26日

別表第六の2の項中「タラバカ地方第一区」を「アリカ・パリナコタ州及びタラパカ州」に、「、サルタ県又は」を「又は」に改め、同表の19の項中「及びキューバ」を「、キューバ及びメキシコ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年十一月二十六日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三